

仕 様 書

- 1 業務名 道の駅犬狹 屋外便所清掃業務
- 2 履行期間 令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
- 3 履行場所 倉吉市関金町山口（道の駅犬狹 屋外便所）

4 業務概要

業務内容	履行場所	履行期間	作業時間	作業日数
トイレ清掃	屋外便所 （滅菌器室を除く）	令和6年4月1日から4月30日まで	8:30～16:00の間で 1.5時間（1日2回実施）	30日

- (1) ちり払い、床掃除として、ハタキ及び堅くしぼったモップを使用し汚れ及びほこりを拭きとる。
- (2) くず入れ、汚物入れは絶えず注意し、清潔に処理し、ゴミ等を処分することとする。
- (3) 便所、洗面台等の金具類は入念に乾拭きし、便所、洗面器等は水洗いする。
- (4) 手すり、窓台等は雑巾拭きする。
- (5) タイル部分は、塵埃を除き状況により水洗いする。
- (6) 出入口、手の届く範囲においてガラスの清掃をする。
- (7) 外回りの窓ガラスは洗剤でクリーニングする。
- (8) 清掃範囲は、別紙のとおり。

○各月作業日数の上限

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	小計	合計
30日	-日	-日	-日	-日	-日	-日	-日	30日	30日
12月	1月	2月	3月					小計	
-日	-日	-日	-日					-日	

5 作業日報の作成及び記録

作業日報を作成し、清掃等の作業記録を作業日報により記録・管理すること。

6 業務完了報告書の提出

業務完了報告書及び作業日報を翌月10日までに提出すること。

7 作業等における留意事項

次の各号に留意して作業を行うこと。

- (1) トイレ使用者に配慮して作業を行うこと。
- (2) 処理は衛生的に行うこと。

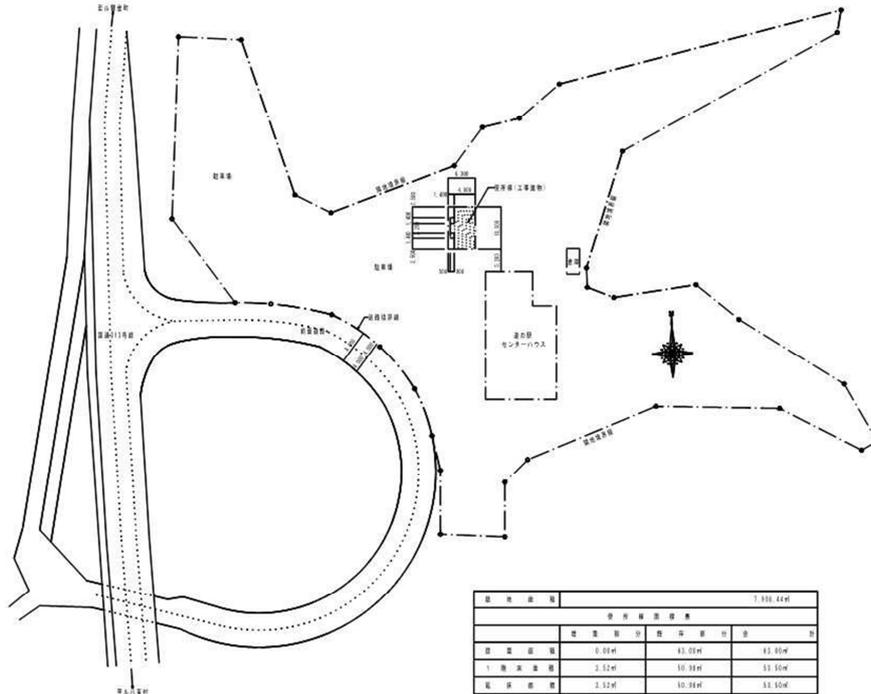
- (3) 清掃物品は屋外便所用具入れに保管しているものを使用し、清掃前に道の駅犬狹から用具入れの鍵を借用すること。
- (4) 便所の清掃に要する用具、トイレットペーパー、消臭剤などの調達については、道の駅犬狹に協議すること。
- (5) 建物、工作物、器具等にき損及び異常を発見したとき、又は、損害等を与えたときはすみやかに倉吉市（観光交流課）に報告すること。
- (6) 清掃により生じた廃棄物の廃棄場所については、道の駅犬狹の指示を受けること。
- (7) 大雪など災害により清掃業務を実施することが困難な場合は、倉吉市（観光交流課）に協議することとし、実施しなかった作業日数（回数）に応じ契約を変更する。

8 その他

この仕様書に記載のない事項は、両者協議して決定することとする。ただし、現場の実情に応じ本書に記載のない軽微な事項であって、美観又は建物の管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で行うこと。

(別紙)

- ・位置図 (倉吉市関金町山口 (道の駅犬狹))



- ・図面 (屋外便所)

